ＮＰＯ法人地域生活センター定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、ＮＰＯ法人地域生活センターという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、障害者に対して、日常生活および社会生活を支援する事業を行い、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業

(2)　従業者養成研修事業

(3)　生活支援事業

(4)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

２　入会の承認は理事会でおこなうものとする。

３　理事会は、入会の申し込みがあったときには、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

４　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理　事　　３人以上６人以下

(2)　監　事　　１人以上２人以下

２　理事のうち、１人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は総会で選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

５　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第 17 条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 18 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第 19 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 20 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 21 条　総会は、次の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　役員の選任等に関する事項

(5)　事業報告及び決算に関する事項
(6)　長期借入金に関する事項
(7)　その他この法人の運営に関する重要事項

（開催）
第22条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第23条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）
第24条　総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

（定足数）
第25条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第26条　総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第27条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会の開催場所に赴くことができない正会員は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって出席することができる。
3　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項

について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4　前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第２項、次条第１項第２号および第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 28 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法による表決者、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第 29 条　理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第 30 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　事業計画および予算に関する事項
(4)　事務局の組織および運営に関する事項
(5)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第31条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

（招集）
第32条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事会においては、議事が緊急を要すると理事長が認める場合はこの限りではない。

（議長）
第33条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)
第34条　理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第35条　理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会の開催場所に赴くことができない理事は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって理事会に出席し、表決することができる。

3　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
4　前項の規定により表決した理事は、第34条及び前条第2項、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数及び出席者数及び出席者氏名（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法による表決者、書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

第7章　運営委員会

（運営委員会）
第38条　この法人のグループホームの運営に意見を述べるものとして、運営委員会を置く。
2　運営委員は理事長が選任する。
3　運営委員会の設置、運営に関する詳細は、理事長が別途定める。

第8章　資産及び会計

（資産の構成）
第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　会費
(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

(資産の区分)
第40条　この法人の資産は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)
第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)
第42条　この法人の会計は、法第27条各号の掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)
第43条　この法人の会計は、特定非営利活動にかかる事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

(暫定予算)
第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)
第46条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。
　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)
第47条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（長期借入金）
第 48 条　この法人が資産の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第９章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
4　この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）
第 51 条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に規定するものから総会において選定したものに帰属する。

（合併）
第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第１１章　事務局

（事務局の設置）

第 54 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2　事務局には、事務局長およびその他必要な職員を置くことができる。

3　事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、その他の職員は、理事長が任免する。

4　事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第１２章　雑則

（細則）

第 55 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	室　津　滋　樹
副理事長	稲　葉　正　美
副理事長	上　野　敬　子
理事	栗　本　留　津
理事	吉　原　美　乃　里
監事	赤　川　真
監事	齊　藤　リ　エ

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 6 月 30 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 22 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、成立の日から平成２２年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費　正会員　　年　０円

附　則

この定款は、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。

附　則

この定款は、令和 3 年 11 月 22 日から施行する。

附　則

この定款は、令和　年　月　日から施行する。

令和8年度　事業計画書

法人の名称　NPO法人地域生活センター

1　事業活動方針

本法人は、障害者が地域において安心して生活できるよう、日常生活および社会生活を支援する事業を実施し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
本年度においては、法人の目的に沿って各事業を継続して実施するとともに、支援内容の充実および運営体制の安定を図り、サービスの質の向上に努める。

2　事業内容

(1)特定非営利活動に係る事業

①障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業

ア居宅介護事業および横浜市移動支援事業

・内　　容　障害者へのヘルパー派遣の実施
・日　　時　4月1日～3月31日
・場　　所　横浜市中区(事業所：居宅介護センターフレクト)
・従業員人員　53名
・受益対象者　知的障害者34名　身体障害者19名　精神障害者1名
・支出見込額　68,938,741円

イ共同生活援助事業

・内　　容　障害者グループホーム(9か所)の運営
・日　　時　4月1日～3月31日
・場　　所　横浜市中区(事業所：地域生活センター)
・従業員人員　66名
・受益対象者　知的障害者22名　身体障害者19名
・支出見込額　278,013,017円

②従業者養成研修事業

従業者養成研修事業

・内　　容　ヘルパーを増やすために重度訪問従業者養成研修を実施
・日　　時　年2回　(9月・2月)
・場　　所　横浜市中区(事業所：居宅介護センターフレクト)
・従業員人員　3名
・受益対象者　重度訪問介護従業者になりたい人、各回4名
・支出見込額　42,866円

③生活支援事業

生活支援事業

・内　　容　一人暮らしを希望する障害者への支援
・日　　時　4月1日～3月31日
・場　　所　横浜市中区(事業所：居宅介護センターフレクト)
・従業員人員　2名
・受益対象者　1人暮らしを希望する障害者1名

・支出見込額　29,063円

3　事業実施体制

会議に関する事項　　通常総会5月開催、理事会年3回開催

令和9年度　事業計画書

法人の名称　NPO法人地域生活センター

1　事業活動方針

本法人は、障害者が地域において安心して生活できるよう、日常生活および社会生活を支援する事業を実施し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
本年度においては、法人の目的に沿って各事業を継続して実施するとともに、支援の質のさらなる向上および運営体制の強化を図り、地域ニーズに応じたサービス提供の充実に努める。

2　事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

①障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業

ア　居宅介護事業および横浜市移動支援事業

・内　　容　障害者へのヘルパー派遣の実施
・日　　時　4月1日～3月31日
・場　　所　横浜市中区(事業所：居宅介護センターフレクト)
・従業員人員　57名
・受益対象者　知的障害者34名　身体障害者19名　精神障害者1名
・支出見込額　73,311,328円

イ　共同生活援助事業

・内　　容　障害者グループホーム(9か所)の運営
・日　　時　4月1日～3月31日
・場　　所　横浜市中区(事業所：地域生活センター)
・従業員人員　67名
・受益対象者　知的障害者23名　身体障害者19名
・支出見込額　275,953,492,円

②従業者養成研修事業

従業者養成研修事業

・内　　容　ヘルパーを増やすために重度訪問従業者養成研修を実施
・日　　時　年2回　(9月・2月)
・場　　所　横浜市中区(事業所：居宅介護センターフレクト)
・従業員人員　3名
・受益対象者　重度訪問介護従業者になりたい人、各回4名
・支出見込額　43,295円

③生活支援事業

生活支援事業

・内　　容　一人暮らしを希望する障害者への支援
・日　　時　4月1日～3月31日
・場　　所　横浜市中区(事業所：居宅介護センターフレクト)
・従業員人員　2名
・受益対象者　1人暮らしを希望する障害者1名

・支出見込額　29,354円

3　事業実施体制

会議に関する事項　　通常総会5月開催、理事会年3回開催

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称　NPO法人　地域生活センター

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
横浜市助成金	30,959,140		
区社協助成金	400,000		
その他助成金	550,000	31,909,140	
4. 総合支援給付費収入			
居宅介護費	56,604,292		
共同生活援助費	180,998,157		
補足給付費代理受領費	4,938,091		
処遇改善加算	46,834,637	289,375,177	
5. その他助成金自立支援収入			
移動支援費	2,527,020	2,527,020	
6. 従業員養成研修事業収入			
従業員養成研修	50,000	50,000	
7. 利用者負担金収入			
総合支援利用者負担金	446,400		
居宅介護事業その他利用料	12,000		
家賃負担金	26,196,300		
水道光熱費負担金	5,000,000		
食費負担金	11,000,000		
日用生活品費負担金	1,500,000		
行事費	300,000		
その他負担金	36,000	44,490,700	
8. 援助者等食費負担金収入			
援助者等食費負担金収入	2,784,000	2,784,000	
9. その他収益			
受取利息	13,000		
雑収益	387,000	400,000	
経常収益計			371,536,037
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	202,866,965		
法定福利費	24,444,622		
退職給付費用	3,751,200		
福利厚生費	30,000		
人材派遣費	16,600,000		
人件費計	247,692,787		
(2) その他経費			
業務委託費	288,800		
セキュリティ委託費	930,000		
保守点検費	637,000		
諸謝金	120,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	90,000		
通信運搬費	4,508,500		
消耗品費	446,000		
備品費	1,200,000		
防災備蓄費	220,000		
修繕費	6,400,000		
水道光熱費	7,420,000		
食材費	14,100,000		
日用生活品費	1,500,000		

地代家賃	54,345,600		
減価償却費	1,320,000		
保険料	700,000		
諸会費	230,000		
研修費	240,000		
レクリエーション費	350,000		
派遣手数料	2,700,000		
支払手数料	55,000		
雑費	225,000		
その他事業費	1,300,000		
その他経費計	99,330,900		
事業費計		347,023,687	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	15,798,735		
法定福利費	2,146,387		
退職給付費用	448,800		
福利厚生費	600,000		
人件費計	18,993,922		
(2) その他経費			
業務委託費	2,000,350		
広告宣伝費	500,000		
会議費	5,000		
通信運搬費	800,000		
消耗品費	30,000		
防災備蓄費	30,000		
水道光熱費	120,000		
地代家賃	1,680,000		
研修費	70,000		
支払手数料	2,000		
雑費	25,000		
法人税、住民税及び事業税	74,500		
その他経費計	5,336,850		
管理費計		24,330,772	
経常費用計			371,354,459
当期経常増減額			181,578
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			181,578
前期繰越正味財産額			76,241,785
次期繰越正味財産額			76,423,363

活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

法人の名称　NPO法人　地域生活センター

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
横浜市助成金	31,268,731		
区社協助成金	404,000		
その他助成金	555,500	32,228,231	
4. 総合支援給付費収入			
居宅介護費	57,170,335		
共同生活援助費	182,808,139		
補足給付費代理受領費	4,987,472		
処遇改善加算	47,302,983	292,268,929	
5. その他助成金自立支援収入			
移動支援費	2,552,290	2,552,290	
6. 従業員養成研修事業収入			
従業員養成研修	50,000	50,000	
7. 利用者負担金収入			
総合支援利用者負担金	450,864		
居宅介護事業その他利用料	12,120		
家賃負担金	26,458,263		
水道光熱費負担金	5,050,000		
食費負担金	11,110,000		
日用生活品費負担金	1,515,000		
行事費	303,000		
その他負担金	36,000	44,935,247	
8. 援助者等食費負担金収入			
援助者等食費負担金収入	2,811,840	2,811,840	
9. その他収益			
受取利息	13,130		
雑収益	390,870	404,000	
経常収益計			375,250,537
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	211,595,635		
法定福利費	24,689,069		
退職給付費用	3,788,712		
福利厚生費	30,300		
人材派遣費	12,766,000		
人件費計	252,869,716		
(2) その他経費			
業務委託費	291,688		
セキュリティ委託費	939,300		
保守点検費	643,370		
諸謝金	121,200		
会議費	5,050		
旅費交通費	90,900		
通信運搬費	4,553,585		
消耗品費	450,460		
備品費	1,212,000		
防災備蓄費	222,200		
修繕費	3,464,000		
水道光熱費	7,494,200		
食材費	14,241,000		
日用生活品費	1,515,000		

地代家賃	54,345,600		
減価償却費	1,333,200		
保険料	707,000		
諸会費	232,300		
研修費	242,400		
レクリエーション費	353,500		
派遣手数料	2,727,000		
支払手数料	55,550		
雑費	227,250		
その他事業費	1,000,000		
その他経費計	96,467,753		
事業費計		349,337,469	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	15,956,722		
法定福利費	2,167,851		
退職給付費用	453,288		
福利厚生費	606,000		
人件費計	19,183,861		
(2) その他経費			
業務委託費	2,020,354		
広告宣伝費	505,000		
会議費	5,050		
通信運搬費	808,000		
消耗品費	30,300		
防災備蓄費	30,300		
水道光熱費	121,200		
地代家賃	1,680,000		
研修費	70,700		
支払手数料	2,020		
雑費	25,250		
法人税、住民税及び事業税	74,500		
その他経費計	5,372,674		
管理費計		24,556,535	
経常費用計			373,894,004
当期経常増減額			1,356,533
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,356,533
前期繰越正味財産額			76,423,363
次期繰越正味財産額			77,779,896